

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

大崎広域都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

～自然・歴史文化と交流する、
県北地区の生活・産業の中心拠点の形成～

令和 6年 3月
宮 城 県

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【 目 次 】

序	県北地区の将来像	1
	(1) 県北地区を取り巻く背景、課題と目指すべき将来像	1
	(2) 県北地区の将来都市構造	2
1	都市計画の目標	3
	(1) 基本的事項	3
	① 目標年次	3
	② 都市計画区域の範囲、規模	3
	(2) 都市づくりの基本理念	4
	① 都市計画区域の将来像	4
	② 都市計画区域の基本方針	7
	③ 将来の都市構造	14
2	区域区分の決定の有無	16
3	主要な都市計画の決定の方針	17
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	17
	① 主要用途の配置の方針	18
	② 市街地の土地利用の方針	20
	③ 市街地外の土地利用の方針	21
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	22
	① 交通施設	22
	② 下水道及び河川	24
	③ その他の施設	26
	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	27
	① 主要な市街地開発事業の決定の方針	27
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..	28
	① 基本方針	28
	② 主要な緑の配置の方針	29
	③ 主要な緑地の確保目標	30
	(5) 防災に関する都市計画の決定の方針	31
	① 基本方針	31
	② 地震災害に対する方針	31
	③ その他大規模災害に対する方針	31
	口大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図	32

序 県北地区の将来像

(1) 県北地区を取り巻く背景、課題と目指すべき将来像

■ 県北地区を取り巻く背景

○ 豊かな自然環境と地域の原風景

宮城県北部に位置する県北地区^{注1}は、栗駒国立公園や三陸復興国立公園の山々や、ラムサール条約湿地に指定されている伊豆沼・内沼や北上川・鳴瀬川等の湖沼・河川の水辺等、豊富な優れた自然環境に囲まれている。また本地区は、世界農業遺産に認定されている大崎耕土をはじめとする広大な平地を利用した稲作等の農林水産業が基幹産業の一つとなっており、これらが地域の原風景を醸し出している。

○ 良好な交通条件

東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路、JR 東北新幹線の国土軸を形成する広域高速交通体系の他、国道4号やJR 東北本線、JR 陸羽東線及びJR 石巻線の交通ネットワークが発達し、産業施設等の集積が図られている。また、大崎市古川地域は商業・業務施設の集積がみられる等県北地区の中心核を担っており、築館地域・迫地域等は各地域の生活に必要な商業業務等の都市機能が集積している。

■ 都市づくりにおける課題

○ 将来の人口推移

近年は人口減少及び超高齢社会が進行し、各種産業の活力が低下すると共に、地域の中心地等では、商業業務機能の郊外部移転等による商店街の空洞化、スポンジ化が進行しており、地域の活性化、交流人口の増加等を図ることが重要な課題である。今後、効率的な都市運営体制を構築するため、中心市街地への都市機能の集約化、人口維持や交流人口拡大の推進と共に、無秩序な市街地の拡大抑制が必要である。

○ 安全で安心なまちづくり

当地区では、平成20年の岩手・宮城内陸地震以降の東日本大震災、関東・東北豪雨、令和元年東日本台風、令和4年7月の豪雨等を踏まえ、防災・減災意識の高まりとともに、安全で安心なまちづくりへの対応が求められている。また、建築物の耐震性向上と合わせて、避難・救援路となる幹線道路や避難場所となる公園、緑地等の都市基盤整備の推進や、災害リスクの高い地域の防災・減災対策の推進が求められている。さらに、地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入等、環境保全への関心が高まっている。

■ 目指すべき将来像

各地域が有する地域固有の財産を未来へ継承、維持していくことが期待されることから農林水産業の高付加価値化及び観光産業等への有効活用、ゆとりある空間形成を通じた魅力ある都市環境づくり等の活性化等が求められている。また、各中心地では、集約型都市構造の形成及び交通ネットワークの充実が求められている。特に、県北地区の均衡ある発展を目指し広域大崎地域^{注2}の拠点性を維持するため、各地域に根ざした都市機能の向上と生活利便施設の維持、生活や産業活動等の交流・連携の強化を図ることが重要である。さらに、宮城県の北の玄関口として産業拠点の形成及び地域連携を支援する高規格道路等の広域道路ネットワークの整備により、新たな産業集積や広域観光・交流を展開し、地域活力の向上と定住化促進を図ることが期待されている。

る。

注1 県北地区：大崎市、栗原市、登米市、気仙沼市、加美町、涌谷町、美里町、色麻町及び南三陸町で構成される地域。

注2 広域大崎地域：大崎広域都市計画区域、登米都市計画区域及び栗原都市計画区域を含めた地域。

以上のような県北地区を取り巻く背景を踏まえ、県北地区の目指すべき将来像を次のとおり設定する。

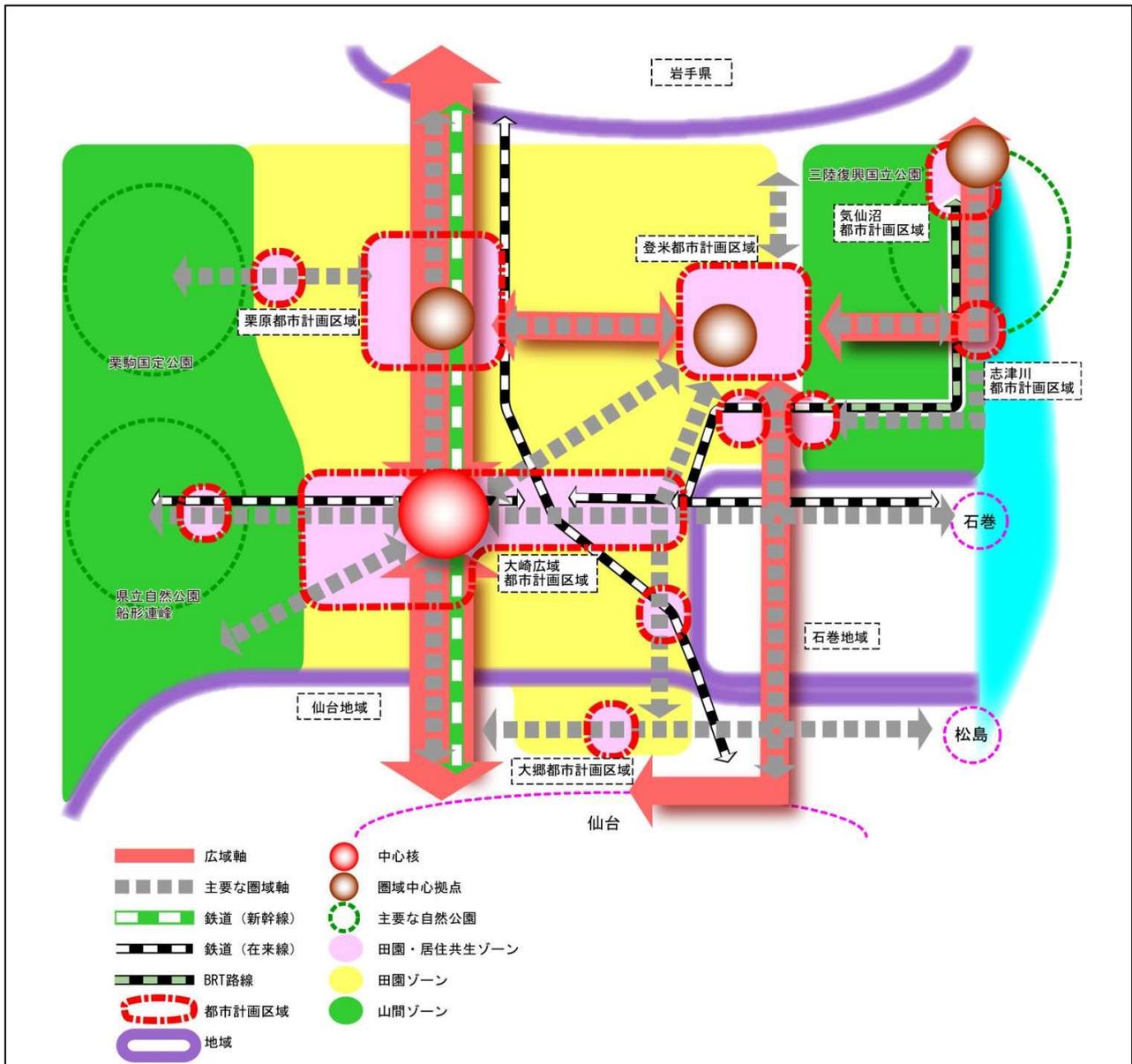
《県北地区の目指すべき将来像》

『地域資源を活かした産業が生まれ、
豊かな自然・広大な田園環境とともに暮らせる都市づくり』

(2) 県北地区の将来都市構造

県北地区の将来像を踏まえ、将来都市構造を下記のとおりとする。

□ 県北地区の将来都市構造



1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本方針は、おおむね20年後の令和22年を目標年次とし、大崎広域都市計画区域（以下、「本区域」という。）における整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標等については、おおむね10年後の令和12年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲、規模

本区域の範囲は、人口、土地利用、交通等の配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とし、大崎市、加美町、涌谷町及び美里町の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲、面積は次のとおりである。

□ 都市計画区域の範囲及び面積

都市計画区域 名称	市町名	範囲	面積	備考(行政区域)
大崎広域 都市計画区域	大崎市	行政区域の一部	11,460 (ha)	79,681 (ha)
	加美町	〃	1,197 (ha)	46,067 (ha)
	涌谷町	〃	1,340 (ha)	8,216 (ha)
	美里町	〃	1,929 (ha)	7,499 (ha)
合計			15,926 (ha)	141,463 (ha)

出典：令和2年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、令和2年都市計画基礎調査

また、本区域の将来におけるおおむねの人口及び産業規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの人口

項目	基準年 (令和2年)	将来 (令和22年)
都市計画区域内人口	130.1 千人	115.4 千人

※ 都市計画区域内人口は国勢調査を基に抽出・集計（100人未満を四捨五入）

□ おおむねの産業規模

項目	基準年 (令和2年)	将来 (令和22年)
生産規模	製造品出荷額等	5,364 億円
	年間商品販売額	4,051 億円
		6,110 億円
		3,502 億円

※1 製造品出荷額等は都市計画区域を有する行政区域における平成30年の値

※2 年間商品販売額は都市計画区域を有する行政区域における平成28年の値

(2) 都市づくりの基本理念

人口減少・超高齢社会の進行、中心市街地の活力の低下、社会経済情勢の変化、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成や大規模災害に備えた安全で安心なまちづくり等の都市づくりの重点の変化への対応等を踏まえ、以下の将来像と基本方針により、まちづくりを推進していく。

① 都市計画区域の将来像

1) 本区域及び県北地区の発展を牽引する拠点の形成とコンパクトで暮らしやすいまちづくり

○集約型都市構造の形成と中心拠点づくり

大崎市地域交流センター等の高次都市機能^{注1}が集積し、居住人口が最も多い古川地域は、通勤通学や買い物等の都市活動、居住機能における本区域及び県北地区の中心拠点としての役割を担う。

本区域及び県北地区の発展を牽引する拠点として、集約型都市構造の形成を目指し、中心市街地の賑わいづくり、住宅地の魅力の向上、商工業・観光等の活性化を図るとともに、広域的な防災・活動拠点形成に取り組んでいく。

○各拠点の強化と暮らしやすいまちづくり

本区域には古川地域の中心地をはじめ、各市町及び地域の拠点となる市街地が分布している。

これらの市街地については、都市機能の集約を図るとともに、街なか居住^{注2}を支える居住環境、商業環境の整備を図り、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進する。

注1 高次都市機能：日常生活を営む地域を越えた広範な地域を対象とした、質の高いサービスを提供する都市機能。

注2 街なか居住：人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちの中心部等に居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できることを想定した居住スタイル。

2) 地域資源や特性を活かした活力あるまちづくり

○交通ネットワークを活かした、利便性の高い生活環境と産業拠点づくり

南北方向に通る東北縦貫自動車道や JR 東北新幹線の高速交通網、東西方向と南北方向に縦横断する JR 東北本線、JR 陸羽東線及び JR 石巻線や国道、主要地方道等、本区域には恵まれた交通ネットワークが形成されている。

これらの交通ネットワークを活かし、公共交通網の維持と利用促進に向けて取り組み、誰もが安全安心に移動できる生活環境を確保する。

また、高速交通網を活かした産業拠点づくりとネットワーク形成、並びに観光拠点づくりと周遊ルートの確立、鉄道を活かした環境負荷の低減に配慮した物流システムの構築等、各種の産業の活性化に向けて展開していく。

○地域資源を活かした安心な地域づくり

本区域は、世界農業遺産に認定された大崎耕土、栗駒国定公園や船形連峰の山々、丘陵地の緑、江合川や鳴瀬川の水辺等の豊かな自然環境に包まれている。また、鳴子温泉地域の温泉保養地としての観光・文化、岩出山地域や涌谷地域の城下町として形成された歴史的な街、中新田地域の芸術文化等、様々な歴史文化が存在している。

豊かな自然環境は維持、保全を図るとともに、都市住民が自然環境と身近にふれあうことができる交流空間づくりを進める。また、各地域においても歴史文化資源を活かした交流空間づくりを進めるとともに、自然・歴史文化の交流空間を活かした観光ネットワークづくりを展開していく。

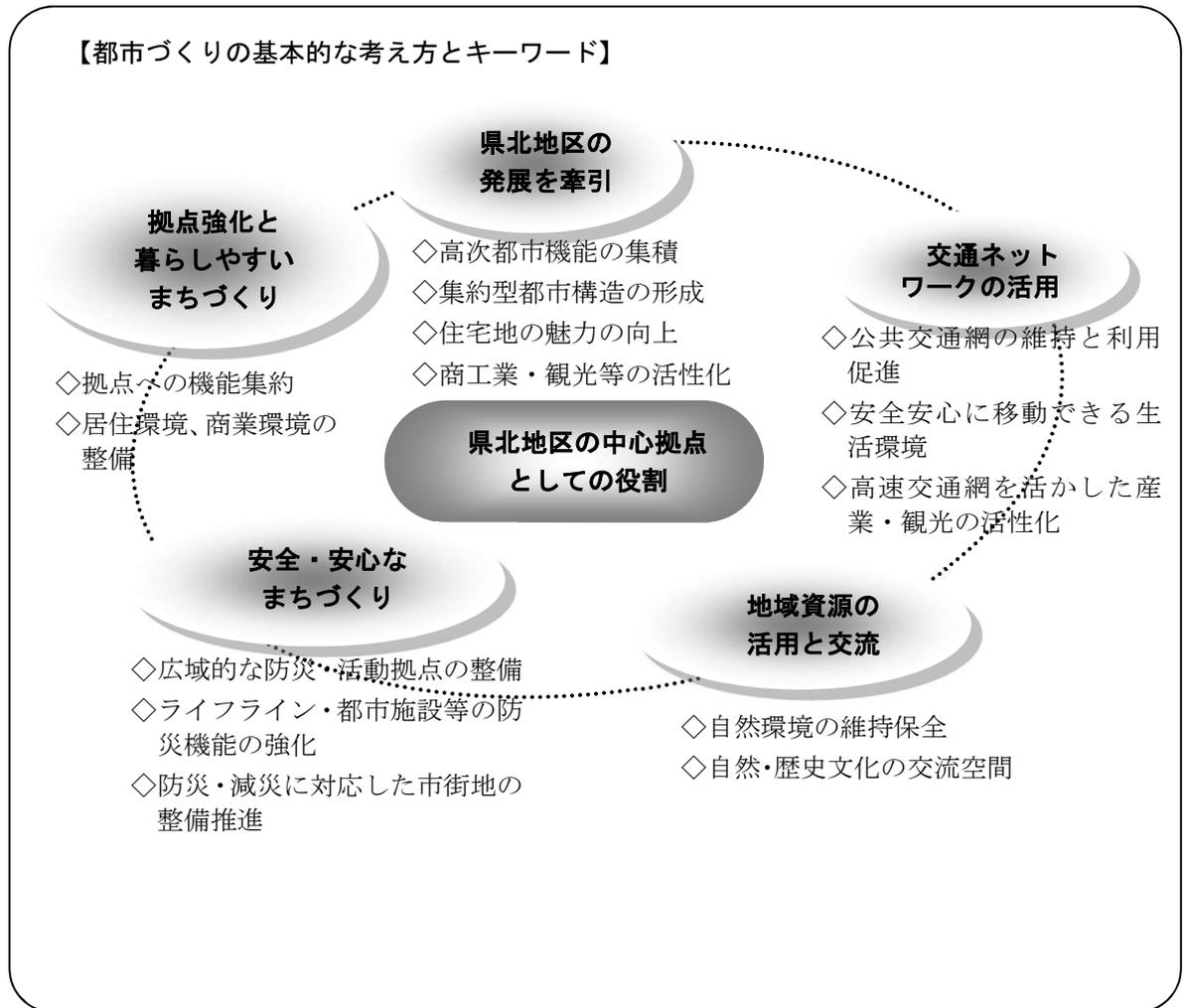
3) 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

平成 20 年の岩手・宮城内陸地震に続き平成 23 年には東日本大震災、平成 27 年の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風、令和 4 年 7 月の豪雨等を踏まえ、人々の防災・減災に対する意識はより高まっている。

今後の都市整備においては、ライフライン・都市施設等の防災機能の強化、広域的な防災・活動拠点の整備を図り、災害に強い地域形成を進める。

また、建築物の耐震性能、耐火性能の強化、避難経路の確保等により、防災・減災に対応した市街地の整備を推進する。

以上の都市づくりの基本的な考え方を踏まえ、本区域の将来像を次のとおり定める。



《将来像》

**自然・歴史文化と交流する、
東北地区の生活・産業の中心拠点の形成**

② 都市計画区域の基本方針

1) 本区域及び県北地区の発展を牽引する中核都市圏の形成

ア) 古川地域の中核機能の維持と集約型都市構造の形成

古川地域の市街地には、高次な都市機能や居住の集約を図った都市拠点を形成する。また、災害時の中枢機能となる市役所、夜間救急センターや道の駅おおさき等との連携強化・広域的な防災機能の集約化により、広域的な防災・活動拠点の形成を図る。

イ) 地域の特性を活かした生活の拠点の形成

各市町及び地域には、地域生活や都市活動の中心となる地域拠点の形成を図る。また、地域拠点は、地域の特性や規模に応じて集約した中心地の形成を図る。

ウ) 本区域と県北地区の骨格を形成する南北方向の鉄道、道路ネットワークの強化

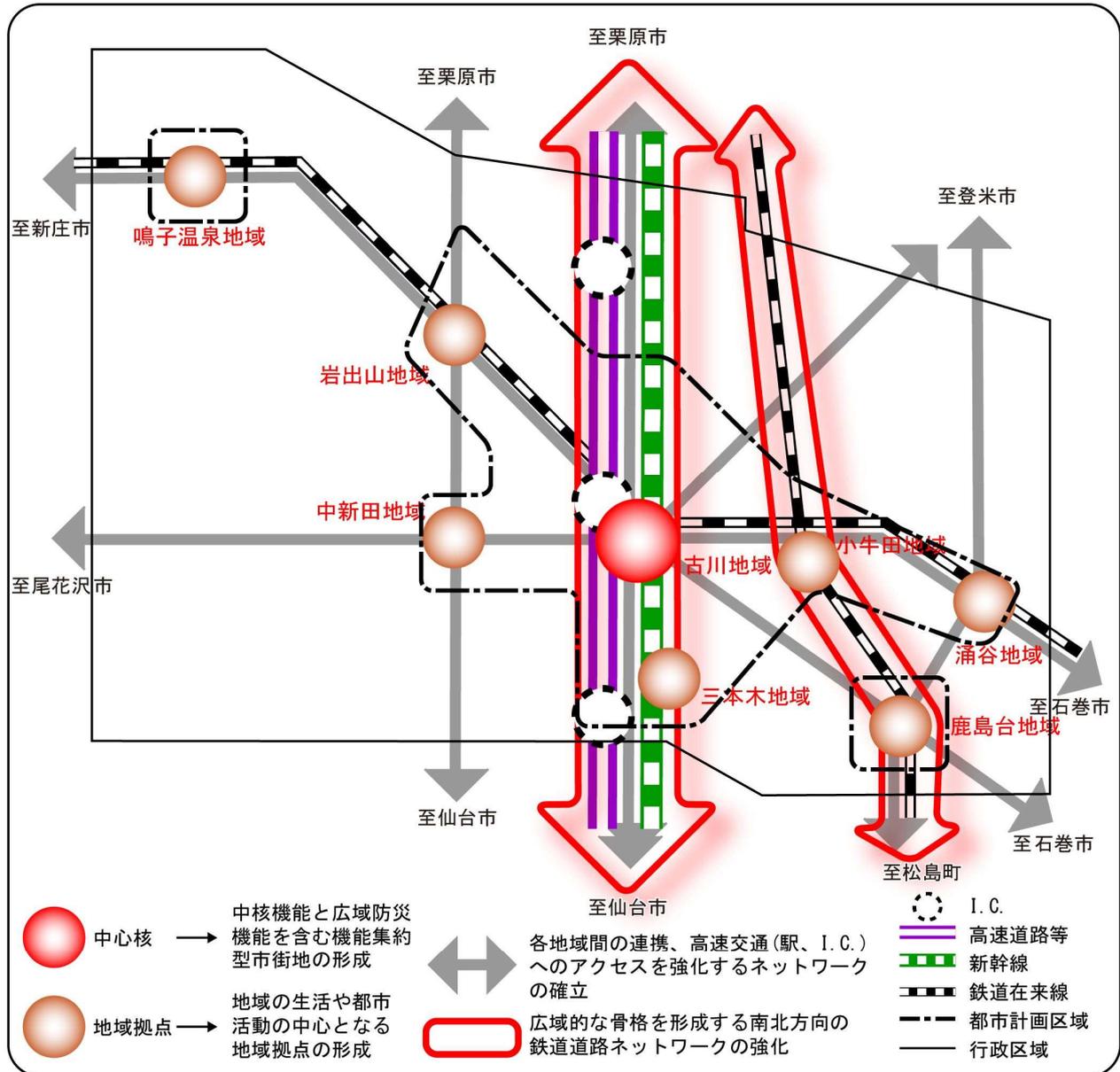
東北縦貫自動車道、JR 東北新幹線、国道 4 号、JR 東北本線の幹線交通網を活かし、広域連携機能の維持と強化を図る。

エ) 地域間を連携する、本区域内の鉄道、道路ネットワークの強化

国道及び主要地方道を基本とした幹線道路の整備による本区域内及び地域間のネットワーク及び JR 東北新幹線古川駅や東北縦貫自動車道古川 I. C. 等の広域交通網へのアクセスの充実を図る。

また、鉄道やバス、デマンド型交通等の公共交通機関の維持と住民ニーズに応じた利便性の向上を図る。

□ 本区域及び県北地区の発展を牽引する中核都市圏の形成



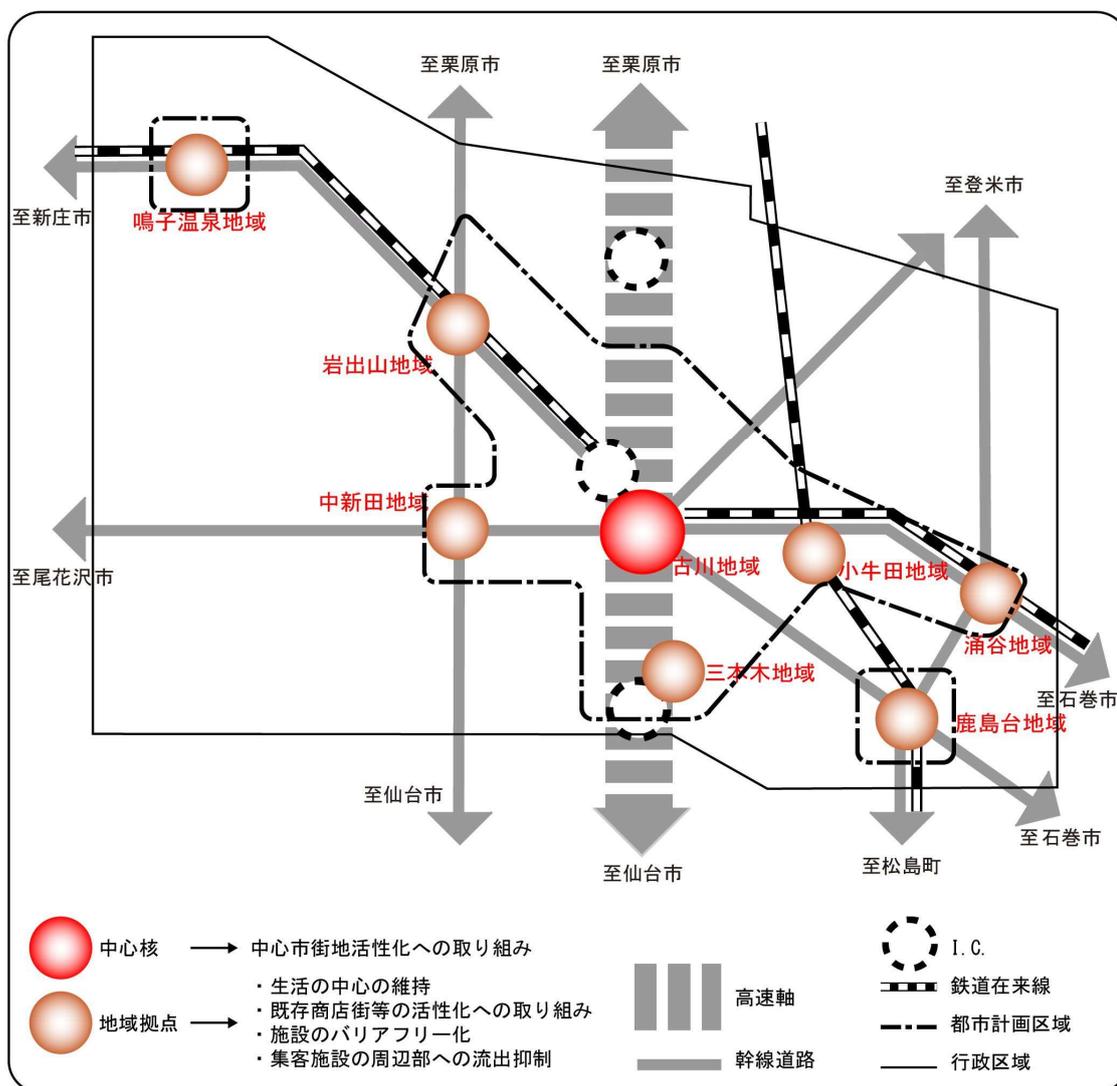
2) 中心市街地の活性化の促進

古川地域の中心地においては、魅力ある市街地の形成を図るために商業等の中心市街地活性化に取り組んでいく。

また、地域拠点においては、生活の中心を維持するため既存商店街等の活性化に取り組んでいく。

さらに、歩いて暮らせる生活利便性の高い街なか居住を促進する居住環境、歩道の無電柱化や公共建築物等のバリアフリー化^{注1}を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいくとともに、商業施設や社会福祉施設、教育文化施設の周辺部等への流出の抑制と中心地の規模に見合った都市機能の集積と適切な配置を進める。

□ 中心市街地の活性化の促進



注1 バリアフリー化

障害のある人が社会生活をしやすいように、物理的・社会的・心理的な障壁（バリア）、または情報面・制度面等の障壁を取り除くこと。

3) 地域特性や広域的な交通条件を活かした産業の振興

7) 高速道路、鉄道の交通ネットワークを活かした工業・物流機能の強化

高速道路や幹線道路等の広域的な交通ネットワークを活かし、工業業務・物流機能の強化を図る。

また、鉄道の結節機能を活かし、環境負荷の軽減に配慮した新たな産業機能の集積を図る。

4) 産業業務機能の維持と拠点間のネットワーク化による産業の振興

既存工業団地の産業業務機能の維持と周辺地域への影響に配慮した環境の改善を進める。

また、分散して立地している産業業務機能のネットワークの強化により産業のさらなる振興を支援する。

6) 豊かな自然環境や温泉、歴史文化を活かした観光の振興

大規模な公園・自然景勝地、世界農業遺産に認定された大崎耕土等の地域資源等を活用した、自然環境と人々がふれあう、憩いとやすらぎのある観光・レクリエーションの場を形成する。また、音楽や芸術文化、景観等の地域資源を活かした市街地内観光の振興を図る。

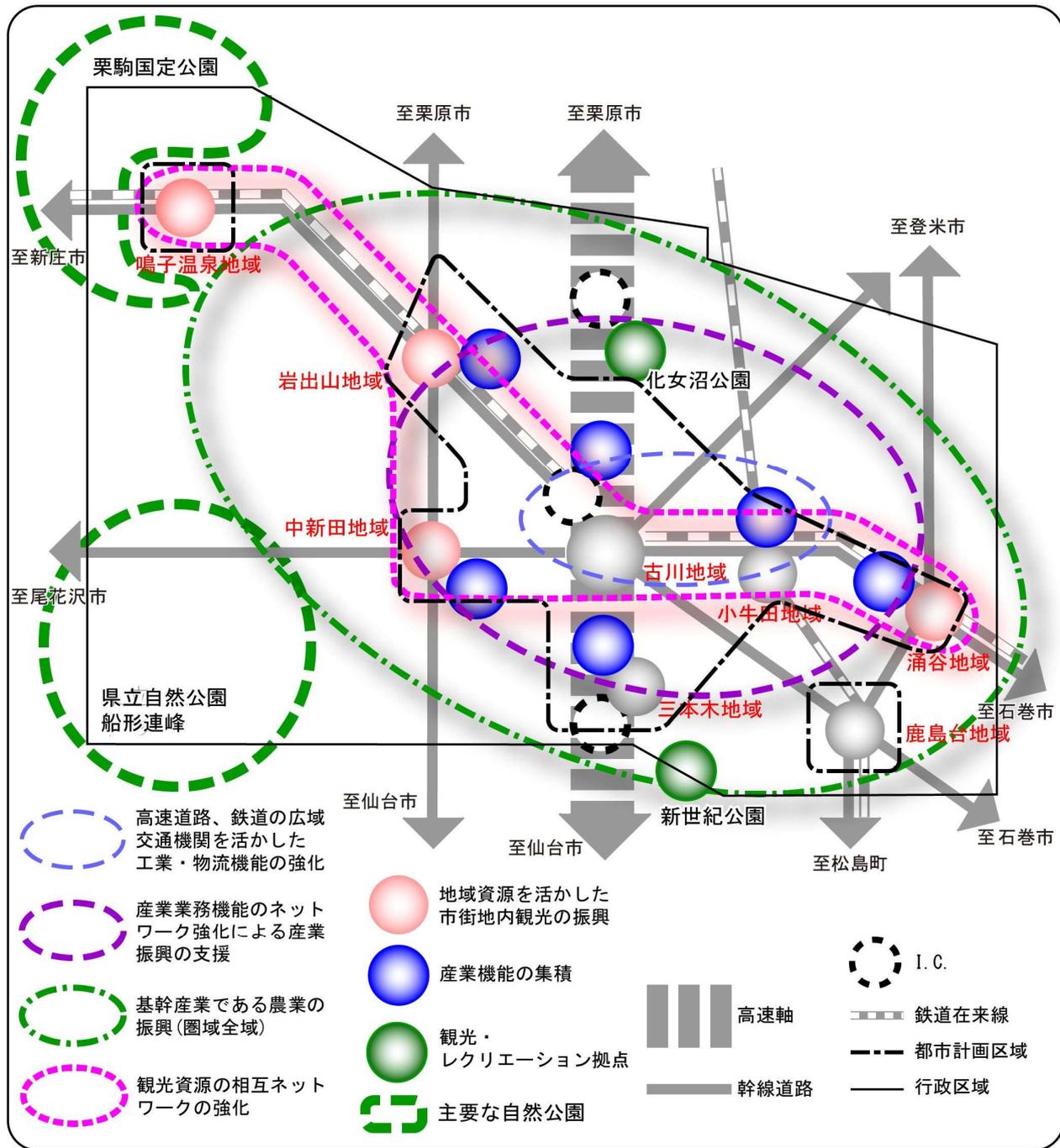
さらに、観光資源の相互ネットワークの強化により、観光振興の向上や新たな観光事業の展開を支援する。

1) 基幹産業である農業の振興

農地の利用集積や農産物の高付加価値化等により営農環境の向上と効率化を図り、地域の基幹産業である農業、農地を維持する。

また、観光・体験農園等による農地の多目的活用や農産物を活かした特産品開発・販売等により農業の活性化を図る。

□ 地域特性や広域的な交通条件を活かした産業の振興



4) ゆとりと安らぎのある生活環境の形成

7) 安全で安心して暮らせる生活環境の形成

面的な整備事業の導入による良好な住宅地の供給を計画的に進める。

また、都市基盤施設の改善や建築物の耐震性能、耐火性能の強化については地域防災計画等と整合を図りつつ適正に進め、災害に強く安全で安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

1) 豊かな自然・緑の環境の保全

豊かな自然環境や美しい眺望景観は、地域の財産として将来に継承するため、適正な管理により保全・再生し、さらなる質の向上を図る。

なお、大崎市及び加美町では、豊かな自然環境等の保全と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るため、「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」が定められており、市町・事業者・住民の責務や抑制区域、届出などについて規定している。

また、広域的なレクリエーション機能を有する公園・緑地は、自然環境の保全とともに公園・緑地の計画的な整備、利用促進を図る。

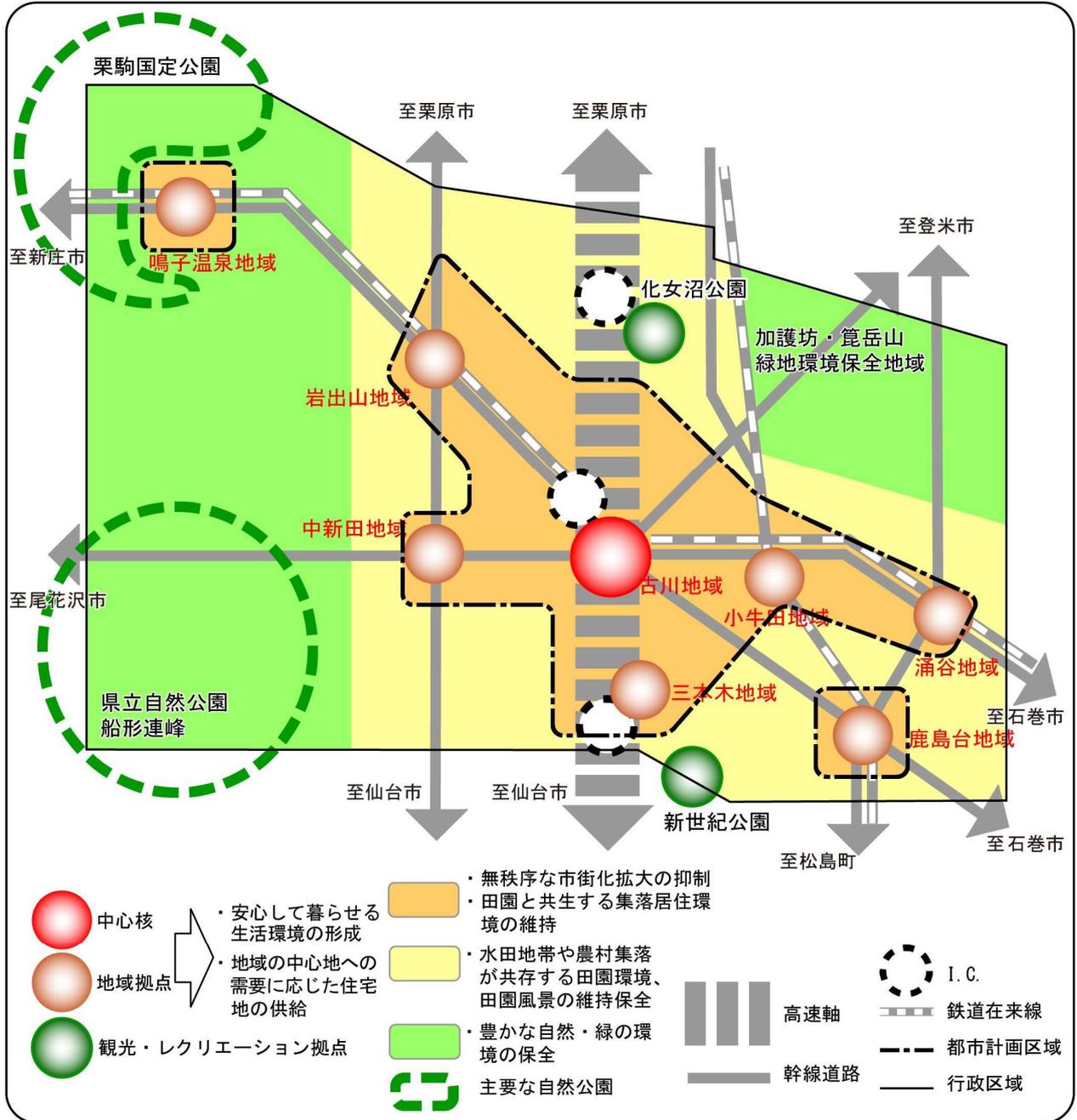
ウ) 田園環境と共生する土地利用の計画的誘導

中心市街地及び各地域の中心地等の既存の市街地には、住宅を需要に応じて供給する。

また、豊かな自然環境や優良農用地、森林を確保し、維持するため、無秩序な市街化を抑制する。

さらに、世界農業遺産に認定された大崎耕土に分布する居久根を有する農村集落等は、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持する。

□ ゆとりと安らぎのある生活環境の形成



③ 将来の都市構造

【土地利用ゾーニングの考え方】

1) 中核拠点連携ゾーン

本区域の中心市街地（中核拠点）と隣接して位置する主要な地域の中心地（地域拠点）を連携する本区域の中心となるゾーンである。都市機能の集積や拠点間のネットワーク強化を図る一方で、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造する。

2) 田園・居住共生ゾーン

本区域白地地域に位置するゾーンである。需要等を考慮しながら、地域の生活、居住及び産業活動に必要な土地利用については、計画的に土地利用を図るとともに、無秩序な市街化の抑制を進める。

3) 田園環境ゾーン

地域の象徴である田園環境の維持保全を図るゾーンである。平坦地の広大な水田地帯や散在する農村集落が共存する田園環境、田園風景の維持保全を図る。

4) 自然環境の保全ゾーン

山々の緑や丘陵地の森林等、豊かで優れた自然環境を保全していくゾーンである。また、一部では、自然環境への負荷低減に配慮しつつ、自然と人がふれあい、親しむ空間として活用を図る。

【拠点の考え方】

1) 中核拠点

古川地域の市街地は、商業、業務、居住、広域的な防災機能等の高次都市機能を担う、本区域の中核拠点と位置づける。

2) 地域拠点

岩出山・鳴子温泉・涌谷地域の中心地は、観光・レクリエーション資源、歴史・文化資源を活かした歴史・観光の地域拠点と位置づける。

古川 I. C. 周辺地域及び三本木地域は、主要な工業・業務地に位置づける。

中新田地域の中心地は、中核拠点の商業機能を補完する地域拠点と位置づける。

小牛田・鹿島台地域の中心地は、集約的に居住する地域拠点と位置づける。

化女沼公園及び新世紀公園は、観光・レクリエーション拠点と位置づける。

【軸の考え方】

1) 高速軸

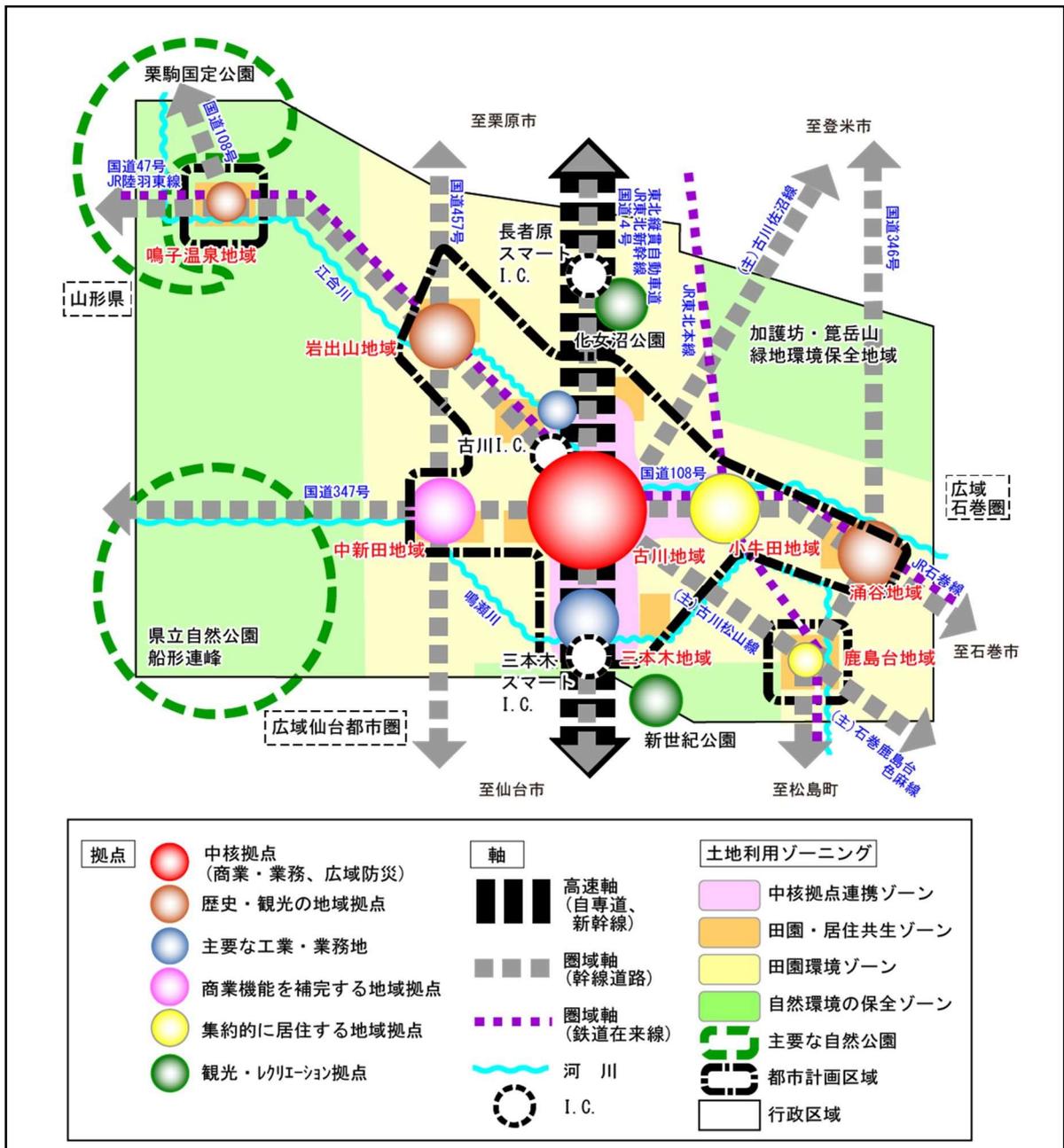
東北縦貫自動車道、JR 東北新幹線は、国土の骨格となる高速軸として位置づける。

2) 圏域軸

国道 47 号、国道 108 号及び（主）古川登米線等の国道・主要地方道については、地域の主要な交通ネットワーク軸であり、圏域軸として位置づける。

また、JR 東北本線、JR 陸羽東線及び JR 石巻線については、地域の公共交通サービスの軸として位置づける。

□ 将来の都市構造



2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の事由から、区域区分を定めないものとする。

【 区域区分を定めない事由 】

○人口減少の予測

本区域の人口は約 13 万人であり、減少傾向にある。

また、人口減少・超高齢社会の進行により、今後も人口は減少していくものと予測されており、住宅地の著しい拡大は見込まれないと考えられること。

○産業の見通し

産業の動向については、製造品出荷額等は大崎市と加美町では増加傾向にあるものの、涌谷町と美里町では横這いの傾向にある。年間商品販売額は大崎市と涌谷町、美里町では増加傾向にあるものの、加美町では横這いの傾向にある。将来においては、現存する工業系用途地域や市街地内の大規模な低未利用地を有効活用した新たな企業誘致、既存の中心市街地において商業の活性化方策の推進により、製造品出荷額等は緩やかな増加、年間商品販売額は緩やかな減少を示しており、急激な増減は見込まれない。

したがって、産業活動の振興に伴い、都市的土地利用が著しく拡大していくことは見込まれないと考えられること。

○集約型都市構造への誘導

近年、大型店舗の出店等は郊外部に進出しているが、今後の都市づくりのあり方として、立地適正化計画等により中心市街地及び地域の中心地へ都市機能の集約を図ることを目指しており、市街地が無秩序に拡大する可能性は低いと考えられること。

○関連法規による土地利用の規制がある

本区域の市街地及び地域の中心地の外周に広がる農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等によって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。

今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと考えられること。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、東北縦貫自動車道、国道4号、JR東北新幹線、JR東北本線等の県土及び東北地方の骨格を形成する、広域的な南北軸上に位置している。また、本区域内の各都市・地域を結ぶ東西軸は国道47号、国道108号、JR陸羽東線及びJR石巻線で構成されており、この2つの軸が交差する古川地域に本区域及び県北地区の中心市街地が形成されている。古川地域の中心市街地においては、商業地の賑わいを維持するとともに、広域的な商業地としての魅力や活力のさらなる向上を図るため、中心市街地の活性化に取り組み、中核拠点を形成する。

各地域の中心地は、各地域の特性を活かし、地域における生活や都市活動の中心となる地域拠点を形成する。生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図り、各地域拠点の特性や規模に応じた集約型の市街地を形成する。また、各拠点へのネットワークの構築や充実によりコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図る。

工業団地は、既存の産業業務機能の充実を図りつつ、地域の農林水産物資源を活用した食品関連産業等や、自動車関連産業、高度電子機械産業の集積を促進するとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善等を進める。

中心市街地及び各地域の中心地や後背の住宅地には、多様化する居住スタイルのニーズに対応する住宅を供給する。必要に応じて、新たな住宅地を土地区画整理事業等の導入により、良好な住宅環境の形成を進める。既存の住宅地は、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震性能、耐火性能の強化、避難経路の確保等を適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

豊かな自然環境や優良農用地、森林を維持するため、各種の関連法規や各市町が独自で定める条例等とも連動しながら無秩序な市街化や再生可能エネルギー発電設備設置に係る開発を抑制する。また、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持する。

人口減少、超高齢社会においても持続可能で、コンパクトなまちづくりを推進していくため、立地適正化計画制度を活用し、地域の特性を活かして都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めるなど、適切な土地利用を誘導していく。

① 主要用途の配置の方針

1) 中核商業地

古川地域の市街地は、本区域及び県北地区の中核拠点として位置づけ、本区域及び県北地区住民の広域的な買い物需要に対応した商業地を形成する。

2) 地域商業地

小牛田地域小牛田駅西側市街地、中新田地域西町・南町地区は、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図った地域の商業地を形成する。

小牛田地域小牛田駅西側市街地は、JR 東北本線小牛田駅を中心とした交通結節点となる市街地であり、鉄道駅を活かし、環境にやさしい公共交通の利便性が高い生活環境と、人々が行き交う賑わい、活力のある商業地の維持・強化を図る。

3) 特色ある商業地

鳴子温泉地域鳴子地区・東鳴子地区・川渡地区は、温泉・保養施設の集積と周辺の丘陵地の森林や栗駒国定公園の自然環境・眺望景観を活かした、広域的な滞在型観光の拠点を形成し、多数の来訪者をもてなす、観光型商業機能の維持・強化を図る。

岩出山地域二ノ構地区は、地域固有の歴史と街並み景観を活かした、都市型観光・文化の交流拠点の形成を図る。

鹿島台地域の市街地は、JR 東北本線鹿島台駅を中心にして、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設及び公共交通等の都市機能の集約を図る。

中新田地域西町・南町地区は、加美町中新田文化会館（バッハホール）等に代表される音楽・芸術等地域の個性的な文化と街並み景観を活かした、文化にふれあう交流の拠点の形成を図る。

涌谷地域の中心地は、涌谷城の城下町として繁栄した歴史文化の地域資源を活かした都市型観光の交流の拠点の形成を図る。また、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図る。

4) 業務地

市役所、県や国の広域的な行政施設、及び民間事業所等が集積している古川地域の中心市街地周辺は、大崎市地域交流センター等の公共公益施設や業務施設の機能の充実、強化を図り、広域地域及び県北住民にとって利便性の高い業務地の形成を図る。

5) 工業地

古川地域（桜ノ目工業団地、沢田工業団地、北原工業団地、石田工業団地、小泉地区）、三本木地域（三本木工業団地、三本木 SIC 東部工業団地）、岩出山地域（上野目地区）、小牛田地域、中新田地域、涌谷地域（国道 108 号沿道）の既存工業団地は、産業業務機能の維持・強化を図るとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善等を進める。

6) 住宅地

古川地域の中核商業地及び周辺に連たんするエリア、小牛田地域小牛田駅西側市街地、岩出山地域岩出山駅西側市街地は、街なか居住を促進する住宅地として土地の有効利用による高密度住宅地の形成を図る。

三本木地域南谷地地区、岩出山地域二ノ構地区の商業地の後背に位置する市街地は、オープンスペースの確保や道路等の基盤施設の整備・改善を進め居住環境及び防災性の向上を図り、中密度や低密度の住宅地の形成を図る。

都市基盤の整備が行われた古川地域古川南地区や小牛田地域小牛田駅東側地区、また古川地域の用途地域に接する未指定地域では、街並み景観づくり等を誘導し、居住環境の維持と質的向上を図り、低密度の住宅地の形成を図る。

鹿島台地域鹿島台駅周辺、鳴子温泉地域鳴子地区・東鳴子地区・川渡地区、中新田地域西町地区・南町地区、涌谷地域涌谷駅周辺等の都市的土地利用がなされている地区は、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の維持及び改善を進め、良好な生活環境の維持、向上を図る。

7) 幹線道路沿道地

古川地域及び三本木地域を通る国道4号、国道47号及び古川I.C.周辺、涌谷地域及び小牛田地域を通る国道108号沿道等の幹線道路沿道は、恵まれた交通条件を活かし、中小規模な沿道型商業及び業務、休憩施設等の集積を図る。

8) 広域的な防災・活動拠点地

古川地域千手寺町周辺地区については、災害時の救援物資の集積・配送や、応急活動要員の集結・活動拠点、情報発信基地、ベースキャンプ等となりうる広域的な防災・活動拠点とし、災害時には市役所、夜間救急センターや道の駅おおさき等との連携強化、広域的な防災機能の集約化を進める。

② 市街地の土地利用の方針

1) 土地の高度利用に関する方針

古川地域の中心市街地においては、地域における生活利便性向上や産業・交流等の都市活動の活性化を牽引する国・県等の行政施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設、3次救急医療機関^{注1}等の高次な都市施設を機能的に集約する土地の高度利用、有効利用を図る。また、立地適正化計画等の活用により、中心市街地に都市機能増進施設（誘導施設）を集約し、適正な土地利用を誘導する。

岩出山地域二ノ構地区、小牛田地域小牛田駅西側市街地、中新田地域西町・南町地区は、古川地域中心市街地を補完する地域に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能を集約し、土地の高度・有効利用を図る。

注1 3次救急医療機関

重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者（頭部損傷、心筋梗塞、脳卒中等）を24時間体制で受け入れる体制と高度な診療機能をもつ医療機関のことをいう。

2) 低未利用地に関する方針

古川地域小泉地区における大規模な低未利用地については、土地の有効活用を図るため、計画的な土地利用の誘導を検討していく。

3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

古川地域中心市街地は、耐震、耐火等に配慮した市街地整備の観点から、道路等の都市基盤の整備・改善を進め、街なか居住の環境及び防災性の向上を、用途地域や地区計画、立地適正化計画等により良好な居住環境を形成するための土地利用の規制誘導を図る。

中心市街地に隣接する住宅市街地等で、道路、公園、下水道等の基盤整備が進んでいないエリアは、良好な居住環境の改善を面的整備、用途地域や地区計画等による土地利用の規制誘導により進める。

土地区画整理事業等の面的整備が計画的に行われ、良好な居住環境を備える住宅地は、良好な居住環境の維持を用途地域や地区計画等による土地利用の規制誘導により進めるとともに、空き家・空き地の有効活用による良好な住環境の形成と定住の促進を図る。

鳴子温泉地域、鹿島台地域、中新田地域及び涌谷地域の都市的土地利用が形成されているエリアは、道路、公園、下水道等の基盤整備を進め、各地域の個性・特徴を活かした地域の振興、活性化を進めるとともに、都市公園の維持及び新たな整備等を行う。さらに、自然環境や田園環境等と共生する居住環境の維持及び改善を関連法令等との連携により進める。

また、区域全体の居住環境については、空き家・空き地の有効活用により、定住を促進し、良好な住環境の改善または維持を図る。

4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

各地域の市街地内及び市街地に隣接して流れる江合川、新江合川、鳴瀬川等の自然環境・景観は、都市に潤いとやすらぎを与えるだけでなく、生態系のつながりにとっても重要であるため、適切に保全するとともに、河川緑地を活用した親水・レクリエーションの空間としての機能維持と充実を図る。

③ 市街地外の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地外に広がる広大な田園地帯は、農地等に関連する法令等により保全することを基本として、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地と田園風景の維持・保全を図る。また、遊休農地、荒廃農地等は、農地の多面的機能が発揮されるよう、発生防止または解消に努め、地域の実情を踏まえた土地の保全と有効利用に努める。

2) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の法指定区域は、地域住民の安全を確保するため、宅地化を抑制するとともに代替となる住宅地への移転の促進や崩落防止整備等の防災機能の強化を図る。

自然災害の危険性が高い箇所においては、土地利用を規制する新たな区域の法指定により土地利用の制限を行う。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地及び地域の中心地の周辺部にある自然環境は、地域における貴重な財産として次世代に継承していくため、森林、緑地や農地等に関連する法令や各市町が独自に定める条例等により保全することを基本とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

1) 基本方針

本区域は、国土軸を形成する東北縦貫自動車道、JR 東北新幹線、国道 4 号及び JR 東北本線により南北方向に骨格となる広域高速交通軸が形成され、地域内外の交流や産業経済活動が支えられている。区域内には古川 I.C.、長者原スマート I.C.、三本木スマート I.C. 及び JR 古川駅が設置され、広域高速交通の要衝地となっている。

また、国道 4 号、国道 47 号、国道 108 号等の幹線道路や JR 東北本線、JR 陸羽東線及び JR 石巻線により、各地域間における生活・交流のネットワークが形成されている。

今後は、広域高速交通の結節機能を維持するとともに、各地域から I.C. や新幹線駅の広域高速交通結節点へのアクセス性を強化し、本区域及び県北地区の発展の牽引を支える広域交通結節機能を向上させ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図る。また、道路ネットワークの維持管理については、長寿命化計画に基づいた対策を推進するとともに、企業や地域住民と行政とが役割分担のもとで継続的な管理活動を行うアドプトプログラムを推進する。

本区域内においては、地域間の円滑な移動性の確保や古川地域の中心市街地内等にみられる交通渋滞を緩和するよう、国道等の幹線道路ネットワークの強化を図る。

また、人口減少・超高齢社会の進行を踏まえて、誰もが気軽に利用できる環境にやさしい公共交通ネットワークを構築し、恵まれた鉄道網の利用促進と鉄道と連携するバス交通網の維持、充実を図る。

2) 主要な施設の配置の方針

7) 自動車専用道路

県土を形成する広域高速軸として東北縦貫自動車道を位置づけ、広域的な交流、産業活動等を支える役割を担う。

4) 主要幹線道路

本区域の骨格を形成する南北方向の道路として国道 4 号を位置づけ、周辺都市や地域内における生活、買い物、産業等の都市活動を支える役割を担う。

本区域の骨格を形成する東西方向の道路として国道 47 号、国道 108 号を位置づけ、古川地域の中心市街地や古川 I.C. と各地域を結ぶ広域高速交通へのアクセス機能や生活、買い物、産業等の都市活動、観光等の広域的な交流を支える役割を担う。

ウ) その他の幹線道路

各地域間及び隣接都市間を連携する道路として国道 346 号、国道 347 号、国道 457 号、(主)古川登米線、(主)古川松山線、(主)石巻鹿島台色麻線、(主)古川佐沼線、(主)鹿島台高清水線等の国道や主要な県道を位置づけ、主要幹線道路を補完し本区域内の都市活動及び周辺都市との交流を支える役割を担う。

1) 鉄道

県土を形成する広域高速軸として JR 東北新幹線を位置づけ、通勤通学、業務、観光等の広域都市活動を支える役割を担う。

本区域の東西及び南北方向に配置されている鉄道として JR 東北本線、JR 陸羽東線、JR 石巻線を位置づけ、地域内及び周辺都市を連携する公共交通機関として、人、物の円滑な移動を確保する役割を担う。

3) 主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業

区分	名称	市町名	地区名	事業主体
主要な 道路	① 3・4・2 鶴ヶ塚沖稲葉線 [国道 108 号 (古川東バイパス)]	大崎市	古川宮内～ 古川稲葉	国土交通省
	② 国道 457 号	大崎市	岩出山矢木	宮城県
	③ 3・5・12 並柳福浦線、 3・4・3 古川中央線 [(主) 古川佐沼線]	大崎市	古川三日町～ 古川七日町～ 古川十日町	宮城県
	④ 3・5・20 稲葉小泉線 [(一) 坂本古川線]	大崎市	古川字竹ノ内～ 古川小泉	宮城県
	⑤ 3・4・28 鹿島台駅前線 [(一) 鹿島台停車場線]	大崎市	鹿島台平渡字 東銭神	宮城県
	⑥ 3・4・17 李塚新田線	大崎市	古川福浦～ 古川小泉	大崎市

注： (主) …主要地方道、 (一) …一般県道

② 下水道及び河川

1) 基本方針

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、生活環境の維持及び改善、河川・湖沼等の水質保全等、都市活動を支える上で重要な施設である。

本区域の下水道は、各地域における公共下水道により整備が進められており、令和2年度末における下水道(汚水)の整備率は、大崎市 87.9%(事業計画面積 2,035ha)、加美町 97.4%(事業計画面積 759ha)、涌谷町 100%(事業計画面積 276ha)、美里町 64.5%(事業計画面積 537ha)となっている。今後も衛生的で快適な生活環境の維持及び向上を図るとともに、雨水についても、公共下水道整備計画に基づき、下水道の整備を促進する。

また、市街地内を流れる主要な河川は、台風や豪雨等の水害から市街地を守り、安全な生活環境を確保する治水機能を有するとともに、その水辺、緑の環境は潤い、憩い、安らぎを生活に享受する施設である。

本区域を流れる主要な河川は、地域を東西方向に流れる江合川、鳴瀬川等があり、多くの支流を集めて東に向かって流れている。市街地内を流れる主要な河川においては、都市災害等に対する治水機能の強化と河川が有する景観機能や親水空間としての役割の維持及びさらなる充実を進めることが求められている。

河川の維持管理については、長寿命化計画に基づいた対策を推進するとともに、企業や地域住民と行政とが役割分担のもとで継続的な管理活動を行うアドプトプログラムを推進する。

2) 主要な施設の配置の方針

古川地域の中心市街地及び各地域の中心地においては、各地域の公共下水道整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を配置する。

各河川においては、河川管理者が流域市町村との連携のもと、特定都市河川の指定制度も活用しながら、治水機能の向上・維持のための改修を進めるとともに、適切な維持管理を図る。また、快適で安全な親水空間を確保、創出するため地域住民との協働による適切な維持管理に努める。

3) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道及び河川のうち、おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	市町名	地区名	事業主体
下 水 道	鳴瀬川流域下水道	大 崎 市	鹿島台	宮 城 県
	大崎市公共下水道	大 崎 市	古川、岩出山	大 崎 市
	大崎市流域関連公共下水道	大 崎 市	三本木、鹿島台	大 崎 市
	大崎市特定環境保全公共下水道	大 崎 市	鳴子温泉	大 崎 市
	加美町公共下水道	加 美 町	中新田	加 美 町
	美里町流域関連公共下水道	美 里 町	本小牛田、北浦、 不動堂、青生	美 里 町
	涌谷町公共下水道	涌 谷 町	渋江、桑木荒、 田町裏	涌 谷 町
河 川	△ ₁ 一級河川鳴瀬川水系渋井川	大 崎 市	古川西荒井字東田	宮 城 県
	△ ₂ 一級河川鳴瀬川水系多田川	大 崎 市	古川矢目～ 古川新沼	宮 城 県
	△ ₃ 一級河川鳴瀬川水系名蓋川	大 崎 市	古川矢目	宮 城 県
	△ ₄ 一級河川北上川水系佐賀川	大 崎 市	田尻大沢	宮 城 県
	△ ₅ 一級河川北上川水系出来川	涌 谷 町 美 里 町	明治水門～ 上出来川橋	宮 城 県
	△ ₆ 一級河川鳴瀬川	美 里 町	練牛	国土交通省
	△ ₇ 鳴瀬川総合開発事業	加 美 町	漆沢	国土交通省

③ その他の施設

本区域におけるその他の施設のうち、おおむね 10 年以内を実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、基本となる廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

□ おおむね 10 年以内を実施することを予定する主要な事業

種別		名 称	市町名	地区名	事業主体
ごみ焼却施設	(1)	ごみ焼却施設建設事業 (大崎広域西地区熱回収施設)	大崎市	古川桜ノ目	大崎地域広域 行政事務組合

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。

また、広域的な防災・活動拠点形成ゾーン整備においては、公的不動産の有効活用、既成市街地の改善に適した市街地整備手法の導入により、基盤整備を図る。

さらに、低未利用地がある市街地等においては、土地区画整理事業・市街地再開発事業や開発行為等の面的整備事業や地区計画による土地利用の規制誘導を進め、計画的な宅地化による土地の有効利用を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域の周囲には、栗駒・船形連峰、加護坊・篔岳山緑地環境保全地域、鳴瀬川・江合川等の主要河川や化女沼の水辺等、豊かな緑や水の自然環境を有しており、森林や農地等の自然的な土地利用が地域の大半を占めている。市街地周辺は平野部の田園地帯や農地、森林等に覆われているとともに、地域固有の自然景観、田園風景を醸し出す田園都市を形成している。

また、地域には、化女沼公園、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰の大規模な公園・自然景勝地や鳴子温泉地域の温泉資源等、豊かな自然環境、地域資源を活用した自然環境と人々がふれあう、憩いとやすらぎのある観光・レクリエーションの場を形成している。

これらの自然環境、地域資源及び景観・風景は、地域の財産として将来に継承するため、今後とも維持、保全していくとともに、自然環境と共生する快適な都市環境の実現や観光、レクリエーションを通じた地域の産業振興を図るために環境負荷に配慮しながら有効に活用していく必要がある。

緑の骨格を形成する栗駒・船形連峰の山々、加護坊・篔岳山緑地環境保全地域、平野部の田園地帯、鳴瀬川・江合川等の主要河川等の豊かな自然環境や眺望景観は、地域の財産として将来に継承していく。

広域的なレクリエーション機能を有する古川地域化女沼公園や三本木地域新世紀公園、文化資源を活かした岩出山地域城山公園、涌谷地域城山公園及び鳴瀬川緑地や鳴子温泉地域鳴子風致地区等、自然環境の保全と公園・緑地の計画的な整備、利用促進を図る。

豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持する。

② 主要な緑の配置の方針

1) 環境保全系統

鳴瀬川、江合川、多田川、出来川等の主要河川、鳴子温泉地域栗駒国定公園へと続く丘陵地、加護坊・笹岳山緑地環境保全地域、市街地周辺の丘陵地及び平地部に広がる田園地帯の農地を環境保全系統の緑に位置づけ、河川の水辺や緑地等の自然環境の維持保全を図る。

また、日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持及び整備を行うとともに、公共施設用地等における市街地内の緑化の充実を図る。

2) レクリエーション系統

古川地域化女沼公園、三本木地域新世紀公園等の既存の大規模な都市公園をレクリエーション系統の緑に位置づけ、地域住民等の憩いの場となるレクリエーション機能の維持と充実を図る。

また、新江合川緑地、鳴瀬川中新田緑地等の河川緑地を位置づけ、水辺とその周辺における緑地を活かした潤いのあるレクリエーション機能の維持の充実を図る。

3) 防災系統

市街地内の都市公園を防災系統の緑に位置づけ、災害時の避難地となる機能強化を図るとともに、公園誘致距離及び周辺の土地利用状況を考慮して適切な都市公園配置に努める。

また、自然災害の防止または緩和に資する緑地として、急傾斜地崩壊危険区域内等に分布する緑地の保全や河川流域における田園地帯の水田、農地を保全し、水害に対する遊水機能を確保する。

さらに、工業地周辺の環境の向上を図る緑地として、緩衝緑地を確保する。

4) 景観構成系統

鳴子温泉地域鳴子風致地区の丘陵地の森林や市街地の背景となる緑地を構成する丘陵地の山林を景観形成系統の緑に位置づけ、その緑の眺望景観を維持する。

また、岩出山地域二ノ構地区、中新田地域中心地内の都市景観を演出する市街地内の緑、各市街地内の都市景観を構成する街路樹等緑を保全する。

さらに、岩出山地域の城下町としての郷土景観を構成する城山公園、有備館周辺、内川沿いの緑地を保全するとともに、涌谷地域の城下町としての郷土景観を構成する城山公園の緑地等を保全する。

5) 生態系の保全

ラムサール条約湿地である蕪栗沼・周辺水田、化女沼を生態系の保全の緑に位置づけ、渡り鳥の飛来地である湿地の生態系を維持するよう貴重な自然環境の保全を図る。

③ 主要な緑地の確保目標

本区域における緑地、公共空地等のうち、おおむね 10 年以内を実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね 10 年以内を実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称		市 町 名	事業主体
広 域 公 園	①	化女沼公園	大 崎 市	宮 城 県
緑 地	②	鳴瀬川中新田緑地	加 美 町	加 美 町

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

平成 20 年の岩手・宮城内陸地震、平成 23 年の東日本大震災、平成 27 年の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風、令和 4 年 7 月の豪雨等を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、近年頻発・激甚化する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な避難情報の発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴や各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。また、危険度や社会的影響が大きい箇所を優先したハード整備を推進する。さらに、災害に対する安全を確保するための防災拠点の整備、社会基盤の強化を図る。

② 地震災害に対する方針

1) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

東日本大震災において、広域幹線道路網が救急活動や緊急輸送等に大きな役割を果たしその重要性が認識された。

本区域内の避難路ネットワークを充実させるとともに、近隣区域との連携をより一層強化するため、東北縦貫自動車道をはじめとした広域幹線道路網を中心として広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。また、これら道路の安全性や機能を維持するため、主要幹線道路等の耐震化推進と危険箇所の道路改築や道路拡幅整備を行うとともに、災害時の緊急車両等の通行、避難路の確保等を目的に無電柱化を推進する。

2) 都市基盤施設強化の方針

地域防災計画との整合を図りながら、公共建築物、道路、橋梁、斜面等の防災点検と改修、建築物の耐震性能・耐火性能の強化、老朽化した下水道施設の改築更新や耐震化、耐水化等の推進、広域水道・工業用水道の水管橋等の耐震化に努める。

③ その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、土砂災害、その他の大規模災害に対するの対策強化とあわせて、迅速な避難情報の発令や避難誘導等のソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の災害対策機能の強化等を図る。

さらに、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転の促進、立地適正化計画との連携強化等安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

昨今のゲリラ豪雨では、従前よりも浸水被害が拡大する傾向にあることから、これまでの「ながす」施設のみの整備だけではなく、水田への降雨を一時的に貯留する「田んぼダム」の取り組み等の「ためる」機能、雨量データの把握や避難訓練等の「そなえる」機能を充実させた流域治水を推進する。

□ 大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図

